令和７年度山口県農業参入支援体制構築に係る業務委託仕様書

１　委託業務の名称

令和７年度山口県農業参入支援体制構築に係る業務委託

２　業務の目的

農業者の高齢化や減少が進むなか、新たな担い手の確保に向け、企業の参入を増やす取組が必要となっている。

本県において、集落営農法人等担い手の減少等がみられることから、他業種からの企業参入を後押しし、地域農業を支える担い手として、確保・育成することが急務となっている。

そのため、本県の企業参入支援に係る情報発信が可能となるよう、農業参入を志向する県内外の企業を円滑に受け入れるための体制を構築する。

３　業務期間

　　契約締結日から令和８年３月３１日まで

４　業務の内容等

　　委託する業務は次のとおりとする。

（１）他業種からの企業参入推進活動

ア　モデルコーディネータ―の配置

　　　 ・他県の企業参入に係る支援策や企業による参入の実態、動向等を熟知するとともに、本県における企業の受入体制の構築と情報発信に携わる者を１名以上配置する。

　 イ　企業参入に係る先進地調査の実施

　　　 ・他業種からの企業の受入体制のヒアリング調査を県担当者とともに行い、その結果を報告書等で共有する。

　 ウ　セミナーの企画・運営

　　　 ・他業種からの企業参入に携わる関係機関・団体職員（１００名以上を目標）に対し、１回以上実施する。

　　なお、セミナーは、以下の内容を含むものとし、参加者が、他業種

　 の企業受入れに係る体制整備の重要性を認識するための充分な情報　提供やＰＲが行えるようにする。

　 ①　企業の農業参入の動向や事例、課題等について豊富な知見を有し、他業種の企業受入れを検討する市町等に対し、適切な助言を与えられる人材を講師として選定し、基調講演を行う。

　 ②　県内への企業参入を果たし、地域の担い手として農業に取組んでいる企業又は農業法人による事例発表（１社以上）を行う。

　 ③　他業種の企業受入れを積極的に行い、実績を挙げている他県の市町担当者による事例発表（１市町村以上）を行う。

 ・登壇者（基調講演講師、事例発表者）は、受託者において候補者を

提案し、調整、確保する。なお、登壇候補者は事前に必ず県と協議す

る。

・セミナーは、交通アクセス等の面から会場を検討し、事前に県と協

議の上、受託者が確保する。

　 エ　企業による円滑な参入を促進する仕組みの構築

　　　 ・企業を受入れる際に必要となる農地等情報の管理・活用や、企業と受入地域（市町等）のマッチング等について、その方法や実施に向けたスキームを明確化し、それに基づく市町の仕組みづくりを支援する。

　 オ　モデル地域の選定

　　　 ・市町に対する調査（アンケートまたはヒアリング）を行い、他業種からの企業受入に係る実績や、受入れに対する意向・方向性を把握する。

　　　 ・調査結果は、県と速やかに共有するとともに、今年度、県が企業の受入体制構築に向けて行うモデル地域の選定を助言・支援する。

（２）県内外への広報活動

ア　セミナーの開催にあたっては、参集者へ効果的に周知するため、例え

ば、チラシやＤＭ、ＳＮＳ等の効果的な情報発信を積極的に行う。

　 イ　前項セミナーについては、自社のＨＰやＳＮＳ等を介し、県による取

組を広く周知すること。また、全国規模の農業マッチングサイトを活用

し、県による取組の記事・連載化に取り組むなど、全国へ発信する。

５　成果物

　　・他業種からの企業受入に係るマニュアル

　　・農地等情報の管理・活用表（雛型）

　　・企業参入に係る先進地調査結果報告書

　　・市町の企業受入に係る意向調査結果報告書

　　・セミナー資料、セミナー開催報告書

　　・メディア発信用記事及び閲覧数等の実績表

６　委託料の支払い

　　受託者は、報告書等納品後、委託料の支払いを請求できる。農業振興課は、

　この報告があったときは速やかに業務に係る検査を行い、当該検査により

業務の完了を確認する。

　また、委託料は、支払請求を受けた日から３０日以内に支払う。

７　その他

（１）本事業の実施及び経理事務等に係る証拠書類を整理・管理し、関係帳簿

及び証拠書類については委託事業完了後５カ年保管しておかなければならない。

（２）本事業の効果等の検証・説明を目的として、県から調査、報告又は資料

の提出を求められた場合、資料の提出に協力するものとする。

（３）他機関からの意見照会や会議への出席依頼等があった場合、県農業振

　　興課と協議の上対応するものとする。

（４）受託者は、業務の中で収集した情報を県の許可なく漏洩してはならな

い。特に個人情報の取り扱いについては、「個人情報取扱特記事項」によ

り十分留意すること。

（５）仕様書に記載のない細部について不明な点が生じたときは、速やかに農

業振興課と協議し、その指示に従うこと。

８　事業の運営管理等

県農業振興課は、本事業の受託者と密接な関係を維持しつつ、本事業の目的に照らし、適切な運営管理を実施する。このため、本事業の受託者は事業の推進に当たって県農業振興課と十分に協議、連携して、円滑に事業を実施することを必須とする。